

2021年6月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V2021年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V2021年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P25 最下行追加		この法の適用を除外すべき特別の理由がある者とは、日本の国籍を有しない者であって、在留資格が特定活動（医療滞在又は医療滞在者の付添人）や1年を超えない観光、保養等を目的とする長期滞在者又はその同行配偶者をいう。第1号被保険者、第3号被保険者、(特例)任意加入被保険者で除外されている。
P32 下から4行目	…については、厚生年金保険の被保険者とし ない 。	…については、 <u>健康保険及び厚生年金保険</u> の被保険者とし ない 。
P52 労働保険関係のスライドの表 労災法の対象	休業（補償）給付	休業（補償） <u>等</u> 給付
P53 社会保険関係のスライド 実施時期	その年度の4月以降	その年度の4月以降※
P54 全文差し替え	エ 令和2年度の改定率の改定 令和2年度の改定の基礎となる物価変動率は0.5%（1.005）、名目手取り賃金変動率は0.3%（1.003）となった。また、調整率は▲0.1%（0.999）となった。なお、令和元年度の特別調整率は「1」となっており、未調整分は発生していない。 調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき（物	エ 令和3年度の改定率の改定 令和3年度の改定の基礎となる物価変動率は0.0%（1.000）、名目手取り賃金変動率は▲0.1%（0.999）となった。また、調整率は▲0.1%（0.999）となった。 調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率

	<p>価変動率又は名目手取り賃金変動率が1を下回るときを除く。）は、新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが規定されている。</p> <p>「名目手取り賃金変動率（1.003）×調整率（0.999）×前年度の特別調整率（1.000）≒1.002」とされた。このように、改定の基準が「1.002」とされたことから、令和2年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、「1.001」（=令和元年度の改定率（0.999）×「1.002」）とされた。</p>	<p>を下回るときは、新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが規定されている。また、マイナスの改定となるときは、調整率及び（基準年度以後）特別調整率は乗じないこととされている。令和3年度においては、上記の例外により新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定が行われることになった。なお、今回の改定で用いなかった調整率（▲0.1%）は、未調整分として翌年度以降に繰り越される。このように、改定の基準が「0.999」とされたことから、令和3年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、「1.000」（=令和2年度の改定率（1.001）×「0.999」）とされた。</p>
P74 下から6行目	78,000円未満	83,000円未満
P74 下から5行目	680,000円以上	665,000円以上
P84 厚年法 料率表 第4号厚生年金被保険者	令和11年9月以後	令和9年4月以後
P86 ⑤ 徴収法	雇用保険率（令和2年度）	雇用保険率（令和3年度）
P92 延滞金の表下 ※2	特例基準割合（3か所）	延滞税特例基準割合
	令和2年中	令和3年中
	1.6% 8.9% 2.6%	1.5% 8.8% 2.5%

・P84 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種類	額（令和3年）	額（令和4年）
月額保険料	16,610円（17,000円×0.977）	16,590円（17,000円×0.976）
付加保険料	400円	

（0.997と記載されておりますが、正しくは「0.977」です。）

社労士V2021年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P141 労災法 報酬との調整	<u>一部労働</u> の場合にあり※3	<u>部分算定日</u> の場合にあり※3※4
P141 表の欄外に追加		※4 <u>部分算定日とは、所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日若しくは賃金が支払われる休暇</u>
P142 下から4行目	<u>実労働分</u> の賃金	<u>部分算定日</u> の賃金
P143 入院時食事療養費 支給要件	…のうち自己の選定するものから、	…のうち自己の選定するものから、 <u>電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、</u>
P143 入院時生活療養費 支給要件	…のうち自己の選定するものから、	…のうち自己の選定するものから、 <u>電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、</u>
P143 保険外併用療養費 支給要件	…のうち自己の選定するものから、	…のうち自己の選定するものから、 <u>電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、</u>
P146 健保法〔問1〕5行目	ところにより、Bの選定する指定訪問看護事業者から受けるものとされている。	ところにより、Bの選定する指定訪問看護事業者から、 <u>電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、受けるものとされている。</u>
P245 ① 60歳台前半の在職老齢年金と② 60歳台後半の在職老齢年金の表下	(令和 <u>2</u> 年度)	(令和 <u>3</u> 年度)
P249 脱退一時金の支給額 (国年法・厚年法)	政令で定める数	政令で定める数 (<u>6～60</u>)
P256 支給額	(常時介護) <u>166,950</u> 円 <u>72,990</u> 円 (随時介護) <u>83,480</u> 円 36,500円	(常時介護) <u>171,650</u> 円 <u>73,090</u> 円 (随時介護) <u>85,780</u> 円 36,500円

・P273 ◎上限額の表を差し替えてください。(変更箇所)

離職日における年齢区分	賃金日額	基本手当の日額
30歳未満	<u>13,690</u> 円	<u>6,845</u> 円
30歳以上 45歳未満	15,210円	7,605円
45歳以上 60歳未満	16,740円	<u>8,370</u> 円
60歳以上 65歳未満	15,970円	7,186円

社労士V2021年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P 294 支給要件の支給 限度額 2か所	<u>365,114</u> 円	<u>365,055</u> 円
P 303 調整率の表 遺 族（補償）等年金 厚生年金保険法の年金給 付及び国民年金法の年金 給付	遺族厚生年金及び遺族基礎年 金	遺族厚生年金及び遺族基礎年金 若しくは寡婦年金
	遺族基礎年金及び寡婦年金	遺族基礎年金又は寡婦年金
P 318 [問4]	問題及び解答	削除 [問1] と同じため

社労士V2021年受験 横断・縦断超整理本 第3章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P 345 「5日以内」の欄	任意継続被保険者の氏名・住所 変更届	任意継続被保険者の <u>個人番号</u> 、 氏名又は住所変更届

P 344 「遅滞なく」の欄に追加

●被保険者個人番号変更届	厚生労働大臣又は健康保険組合
--------------	----------------

P 345 「速やかに」の欄に追加

被保険者個人番号変更の申出	事業主
---------------	-----